

府食第 558 号
令和 5 年 9 月 8 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価について（回答）

令和 5 年 8 月 30 日付け厚生労働省発生食 0830 第 10 号により食品安全委員会
に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

モサプリドについては、令和 4 年 7 月 27 日付け府食第 398 号により、モサプ
リドの ADI を 0.03 mg/kg 体重/日（モサプリドクエン酸塩として）とするとの食
品健康影響評価の結果を通知しており、その後、新たな科学的知見の存在は確認
できない。このため、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1
項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当す
ると認められる。